

## 条例改正等

### ◇高鍋町消防団条例の一部改正について

消防団員の処遇改善を推進するため、出動報酬の創設等を内容とする「非常勤消防団員の報酬等の基準」が定められたこと等に伴い、所要の改正を行うもの。

### ◇高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和の措置が講じられ、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置が義務付けられることとなったことから、関係条例について所要の改正を行うもの。

### ◇高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

本施設の一部を借り受けている特定非営利活動法人に、施設を有効活用してもらうために、交流室の一室の貸出しを除く改正を行うもの。

### ◇高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

町の選挙における立候補に係る環境を改善することなどを目的とした、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、選挙費用の公費負担に関して必要な事項を定めるため条例を制定するもの。

### ◇町道路線の認定について

馬場田1線は、太平寺地区第3班の生活道路であり、道路名義が当時開発を行った会社名義で管理ができていない状況でしたが、今回、町への名義変更が完了したため、町道として認定を行うもの。

### ◇高鍋町工業用地造成事業特別会計設置条例の廃止について

特別委員会審査(6P)を参照。

### ◇高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

人事院勧告及び国家公務員の給与に準じて、本町職員の給与の改定を行うもの。

### ◇高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

国の特別職職員の特別給の改定に準じて、本町常勤特別職(町長・副町長・教育長)の期末手当を0.1月分引き下げるもの。

## 人事

◆人権擁護委員(再任)

岩 永 修 一 氏

◆人権擁護委員(新任)

金 田 一 成 氏

◆人権擁護委員(新任)

河 野 恵 子 氏

◆人権擁護委員(新任)

長 谷 川 ゆり子 氏

## 総括質疑

※議案第20号令和4年度高鍋町一般会計予算についての質疑から抜粋。

問 ふるさとづくり基金を充当した事業の中には、今後やめることが困難な事業が多くあるが、ふるさとづくり基金に頼った財政運営は非常に危険だと考えるが見解を。

答 常に危機意識を持ちながら、積極的な歳入の確保、歳出の抑制、選択と集中による事業の見直しなどに取り組み、財政の健全化及び安定した財政運営に努めていくことが重要。

問 デイサービス費の実設計画委託が、597万2千円計上されている。昨年度は予算計上がなかったが、どのような内容か。

答 現在入居している高鍋町社会福祉協議会、シルバー人材センターの移転先として高鍋町デイサービスセンターの建物を考えており、建物の改修が必要と考えている。

問 収入保険加入支援事業助成金とあるが、どのような説明を。

答 この収入保険は、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクに対して、補償がなされるもの。病害虫とか様々な感染症による収入の減少や、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うような、農業者の収入に対して幅広く補償されるもの。

問 ふるさと納税が減少しているが、新たな返礼品開発はどうなっているのか。

答 令和3年度は、新たに10事業者に返礼品提供事業者として登録していただき、その分、返礼品の数も増加した。また、複数の返礼品提供事業者が数か月にわたって送るセット返礼品の開発を行った。

問 交通安全対策費における工事請負費の増額については。

答 計画に基づき年度ごとに防犯灯のLED化を実施しているところである。

問 令和3年度は、第3・第4地区連協を対象に130本の設置計画。令和4年度は第5・第6・第7地区連協を対象として170本の設置を計画しているため、増額となった。事業は令和4年度で完了予定。

問 高鍋デマンド交通運行事業はどのように考えているのか。

答 デマンド交通は利用者の事前予約に合わせる形で、経路や時間などを組み合わせて運行する予約型の地域交通である。現在の「なでしこバス」の運行形態を見直して、町民等に、より利用しやすい移動手段にするとともに、路線バス、タクシー、鉄道などの民間交通事業者とも連携を図りながら、持続可能な公共交通体系の構築を目指すものである。